

令和3年10月版 土木工事標準積算基準書 (改定・訂正)

令和4年4月1日適用

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後																
共通編 58 (I-3-①-2) 第3章 一般管理費等及び消費税等相当額	<p style="text-align: center;">別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="454 360 1245 408"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.47%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977$ (%) ただし、G_p: 一般管理費等率 (%) C_p: 工事原価 (単位円)</p> <p>(注) 1. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%	<p style="text-align: center;">別表第1 一般管理費等率</p> <p style="text-align: center;">赤書き箇所：改定</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1350 360 2141 408"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$ (%) ただし、G_p: 一般管理費等率 (%) C_p: 工事原価 (単位円)</p> <p>(注) 1. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの															
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%															
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの															
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%															